

幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に向けた 指定都市市長会緊急要請

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化について、指定都市市長会は、これまでも、早期に詳細な制度設計を示すとともに、地方公共団体に負担を生じさせることなく、国の責任において必要な財源措置を講ずることを求めてきたところである。

それにもかかわらず、先般、国においては、無償化の実施に必要な財源は、消費税率引き上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用することとし、国と地方の負担割合については、現行制度があるものは現行制度と同じ負担割合、それ以外のものは対象事業等に対する補助金等を準用した負担割合を地方公共団体の負担とするという案を提示した。

地方消費税の増収分は、本来、医療、介護をはじめ、今後の社会保障に必要な財源として地方が活用するものである。今回の提示案は、国主導の施策に対して、新たな地方負担を求めるものであり、国の責任において必要な財源措置を求めるという地方の意向が尊重されているとは言い難く、平成24年の「社会保障・税一体改革大綱」に示された、地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、社会保障財源化するが、具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得るという閣議決定に沿うものとなっていない。

については、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、引き続き地方と十分に協議することに加えて、次のことを強く要請する。

- (1) 全ての地方公共団体に負担を生じさせないよう、地方消費税の増収分を充てることなく、必要な財源措置は国の責任において全額負担すること。
- (2) 無償化に伴う保育需要の更なる増加を見据え、保育現場への影響等を勘案し、職員配置の改善といった保育の質及び量の確保・向上に資する取組を実施すること。
- (3) 多様な保育形態がある地域の実情に考慮し、公平性を確保するとともに、在宅育児世帯との公平性についても充分考慮すること。
- (4) 対象となる認可外保育施設等については、保育の質が担保され、子どもたちの安全が確保されることが第一であり、「劣悪な施設を排除するため」に定められた指

導監督基準を満たした施設に限定すること。なお、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設等については、国の責任において、同基準を満たすための支援の仕組みの構築及び財政措置を講じること。

- (5) 条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、準備に相当の期間を要することから、制度設計の詳細を早急に明らかにすること。
- (6) 無償化の実施に伴うシステム改修や保守管理、事務委託経費など、全ての地方公共団体に生じる新たな事務負担に必要となる財源については、国の責任において将来にわたり確実に確保すること。

2 高等教育の無償化について

高等教育の無償化については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において無償化の対象範囲等が示され、来年の通常国会に関連法案が提出される見込みである。

そのような中、先般、国においては、高等教育の無償化の実施に必要な財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用することとし、都道府県・市町村が設置者となる公立大学・短大・高専・専門学校の授業料・入学金の減免については、設置者である地方が全額を負担することという案を提示した。

この提示案についても、幼児教育・保育の無償化と同様に、国主導の施策に対して、新たな地方負担を求めるものであり、平成24年の閣議決定に沿うものとなっていない。

については、高等教育の無償化の実施にあたり、引き続き地方と十分に協議することに加えて、次のことを強く要請する。

公立大学等を設置する全ての地方公共団体に負担を生じさせないように、地方消費税の増収分を充てることなく、必要な財源措置は国の責任において全額負担すること。なお、真に支援を必要とする者の負担軽減を図るという制度の趣旨に則り、授業料及び入学金の減免措置は、本来個人に給付されるべき額が確実に大学に交付される制度設計とすること。

平成 30 年 11 月 28 日
指 定 都 市 市 長 会